

湯河原町いじめ防止基本方針

平成 26 年 7 月決定
(最終改定 平成 30 年 9 月)

はじめに

平成 25 年 4 月、町立湯河原中学校 2 年生の男子生徒が自ら命を絶ちました。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

町教育委員会では、平成 25 年 4 月 21 日に湯河原中学校支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を立ち上げ、事実の解明に向けて取組み、平成 25 年 7 月 29 日に「調査報告書」をまとめました。

そして、「調査報告書」をさらに検証するため、平成 25 年 8 月 10 日に 5 名の委員（児童福祉、臨床心理学、弁護士、児童精神科医、教育関係者）に委嘱し「湯河原町いじめに関する調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置し、調査を行いました。

平成 26 年 3 月 2 日に調査委員会から、「町立湯河原中学校 2 年生の男子生徒の自死は、いじめの結果によるものと推認でき、いじめと自死の間には関連性が認められる。」との答申が示されました。

湯河原町は、調査委員会からの答申及び調査報告書の内容や提言を真摯に受け止め、二度とこのような悲しい出来事が起きないように取り組んでいく所存です。

一方、今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめの問題は複雑化・多様化してきており、また、これまで顕在化していなかった新たな課題も生じてきました。そうした中で、いじめ根絶の視点からのさらなる施策の推進や学校・家庭・地域との協働を進めることが必要になっています。

平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、法第 12 条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されています。

湯河原町では、「湯河原町いじめ問題対策連絡協議会」を年間 2 回、「湯河原町学校サポート会議」を年間 3 回開催し、町教育委員会と町立小学校・中学校及び関係諸機関との連携を密にし、いじめ防止や指導のあり方等を協議するとともに、平成 25 年 8 月に「湯河原町いじめ防止プラン」を町立学校に提示し、教職員への周知を図ってきました。

また、法の施行と、調査委員会からの答申及び報告書並びに支援対策本部からの報告書を受け、本町では、これまでの「いじめの未然防止の取組及び指導のあり方」を見直し、湯河原町の子どもたちを取り巻く様々な状況を踏まえ、湯河原町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、この『湯河原町いじめ防止基本方針』（以下、「町の基本方針」という）を平成 26 年 7 月に策定し、いじめの防止に努めてまいりました。

このような中、策定から 4 年が経過し、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題が日々刻々と変化していることに伴い、ここで改めて平成 25 年 4 月の悲しい出来事を振り返り、本町のいじめの防止に係る取組を見直して必要な改善を図るために、町の基本方針を改定することとしました。

湯河原町立各小・中学校においては、町の基本方針を参酌して、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）の改定を行います。また、いじめ防止等を一層推進する体制づくりに、学校、

教育委員会、関係機関及び地域の総ぐるみで取り組んでまいります。

I 基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめの定義は、法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。

また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈することのないよう努めることが必要である。』と補足されています。

湯河原町では、法の定義や国の基本方針、県の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえます。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、すべての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子どもも大人も次のいじめに対する基本認識を持って問題に向き合うことが必要です。

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。
- いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた学級や部活動等の所属集団の構造上の問題でもある。
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として扱われるものもある。

3 いじめ対策の基本理念

「湯河原町民憲章（昭和61年3月告示）」（以下「町民憲章」という。）にあるように、思いやりに満ちた明るく住みよいまちをつくとともに、子ども一人ひとりの「いのち」が輝く湯河原を目指し、心豊かで安全・安心な社会の形成に向けて、子どもと大人がともに当事者意識をもって、いじめ問題に取り組むため、次の5項目を基本理念に掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、すべての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。
- 学校^{※1}の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起りうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、町、県及び国が連携して取り組みます。
- 学校は、すべての子どもが安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進めていきます。
- 大人は、あらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。また、学校は、子どもに向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組みます。

4 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努め、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けた取組を行うとともに、家庭や関係機関、地域と連携することが必要です。

(1) いじめの未然防止

- 家庭や学校においては、いじめの未然防止に向けて、人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を通じて、“いのちを大切にすること”や“他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力”を育むことが重要です。
- 学校は、子ども一人ひとりが、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な態度や行動で表せるようにするために、コミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。
- 学校は、子どもが抱えている人格形成における課題や、ストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが重要です。改善を図る際は、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。
- 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、子どもたちが、いじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。
- 子どもが、自分の存在が大人から認められていること、大切にされていることを意識できることが重要です。そのために、家庭や地域において、家族や大人とふれあう機会を充実する等、大人は子どもを支えていく姿勢を示すことが必

※1 この方針において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校をいいます。学校では、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、さまざまな立場から児童・生徒や学校に関わる全ての大人が連携・協働しながら、それぞれの学校教育目標実現に向けて取り組みます。

要です。

- 幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを育むことができるよう、取り組むことが必要です。

(2) いじめの早期発見

- 教職員は、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 教職員は、子どもの表情や態度のささいな変化に気づき、その変化がいじめによるものではないかという意識を持つことが重要です。
- 学校は、定期的に行う教育相談やアンケート調査等によって、常に子どもの状況を把握するとともに、子どもが困った時に相談しやすい仕組みやいじめに対する声をあげやすい環境、雰囲気づくりに努め、子どもからの相談に真摯に対応することが必要です。
- 学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性^{※2}に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。
- 町は、国や県と連携して、社会全体で子どもをいじめから守るため、地域、家庭をはじめ町民全体に対して、子どものいのちを守る意識を持って取り組むよう、いじめに関する啓発を行う必要があります。

(3) いじめへの早期対応

- 学校は、子どもたちが安全に安心して生活する環境をつくる責務があります。
- 学校及び教職員は、在籍する子どもがいじめを受けている疑いがある時は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、子どもたちへの支援・指導を適切かつ迅速に行います。
- 学校は、管理職、学級担任、児童・生徒指導担当教職員、養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携し、個人が孤立したり情報を抱え込んだりしないよう、チーム内で情報を共有するとともに、組織的に対応していくことが必要です。このために、児童・生徒の指導の記録を作成するとともに、適切に保管します。
- いじめがあることが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた子どもを最後まで守り通すという強い意志のもと、すぐにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等に対する被害に早急に対処します。また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応を行います。

※2 いじめられていても、いじめを受けた子どもがいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握する必要があります。

(4) いじめの解消

- いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導する^{※3}こともあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、学校生活を営むための助言や支援を行います。
- 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導します。
- 学級担任や部活動の顧問等は、学級や部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導します。
- いじめは、単に謝罪をもって解消している状態^{※4}と判断することはできません。学校は、いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、子どもとの対話を深めること等を通じて、いじめの再発を防ぎます。

(5) 家庭との連携

- 家庭は、子ども一人ひとりのささいな変化を見逃さないよう、日頃から子どもとコミュニケーションを取ることが大切です。
- 学校は、いじめの問題をより良く解決するために、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども、双方の保護者を支援し、家庭と連携して取り組む必要があります。
- 学校及び教職員は、いじめを受けた子どもに対して、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに、子どもに寄り添い、安心して安全な学校生活を送れるよう適切な助言や支援を行うことが必要です。
- 学校及び教職員は、いじめを行った子どもに対して、毅然とした姿勢で指導

※3 例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った子どもが謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても法が定めるいじめに該当するため、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において情報共有することは必要となります。

※4 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断で、より長期の期間を設定するものとします。

② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

するとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(6) 関係機関との連携

- いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもが立ち直っていくためには、医療や福祉等の専門機関と協力し、対処する必要があります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する必要があります。
- 町は、「湯河原町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関・団体との連携の強化を図ります。学校においては、その連携のもとで、平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等情報共有体制を構築する必要があります。

(7) 地域との連携

- いじめの問題の解決にあたっては、塾やスポーツクラブ等子どもが関わっている集団やインターネットの中で起こっているいじめもあることから、学校と地域が連携して対応することが大切です。
- 学校は、PTAや地域の関係団体等と連携して、地域全体で子どもを見守り、健やかな人間性の成長を促していくことが必要です。
- 学校は、家庭や地域と協力し、子どもが地域との交流等様々な機会を通じて大人と接する中で、幅広い大人から認められているという思いを得られるような体験活動等を工夫することも重要です。

II 基本的施策・措置

1 町全体として実施する施策

- (1) 財政上の措置等（法第10条関係）
 - いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めます。

- (2) 相談・通報体制の整備（法第16条第2項関係）
 - 児童・生徒、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する相談・通報を受け付ける体制の整備を図ります。
 - 県、町及び関係機関・団体が設置しているいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めるとともに、相互の連携が円滑に進むよう必要な措置を講じます。

- (3) 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第17条関係）
 - 各学校のいじめの事案に対処する取組が効果的かつ円滑に進められるよう、児童相談所・地方法務局・警察等の関係機関・団体との連携を図るため、「湯河原町いじめ問題対策連絡協議会」及び「湯河原町学校サポート会議」を設置し、いじめの問題に特化した協議を取り入れます。（調査委員会報告書－9、支援対策本部報告書－教7）
 - 「非行防止教室」を必要に応じて開催する等、学校と小田原警察署との日頃からの連携を進めます。（支援対策本部報告書－教10）
 - 家庭や地域で子どもを見守るために、PTA、区会、民生委員・主任児童委員、保護司、人権擁護委員等諸機関との連携を進めます。

- (4) 人材の確保及び資質の向上（法第18条第1項関係）
 - 教職員が、日頃の教育活動におけるいじめの未然防止、教育相談等を通じたいじめの早期発見、いじめの態様等に応じた早期対応の取組等、いじめの問題に適切に対処できるよう、蓄積した調査・研究等の成果を活用して、教職員に対する研修事業の充実を図り、その研修が受講者のみの成果に留まらず、他の教職員へ広く還元できるように努めます。（支援対策本部報告書－教1）
 - 町教育委員会事務局の人的体制を充実するよう努めます。（調査委員会報告書－7）

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（第19条関係）
 - ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）をはじめとする、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）を防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者のインターネット上のいじめに対する理解を深めていきます。

- インターネット上のいじめを防止するため、学級活動や技術等の授業や講演会等さまざまな場面を通じて、情報モラル教育を推進します。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えることや、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力が身に付くよう指導に努めます。
 - 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設ける等、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- (6) **いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第 20 条関係）**
- 「湯河原町いじめ問題対策連絡協議会」及び「湯河原町学校サポート会議」を中心に、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の実践事例等いじめに関する調査・研究を推進します。また、その成果を学校現場にフィードバックすることで、各学校での取組を支援します。（支援対策本部報告書－教 7）
- (7) **いじめの未然防止に向けた広報・啓発活動（法第 21 条関係）**
- 町民憲章に示されている基本理念のもと、「思いやりに満ち」「教養を深め」「時代にさきがけた『地球民』」となるべく児童・生徒を育むことが、町民の共通目標となるよう広報・啓発活動を行います。（調査委員会報告書－ 8）
 - いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のため、子どもも大人もいじめとは何かを認識し、社会全体でいじめから子どもを守る意識を共有できるように広報・啓発活動を行います。（支援対策本部報告書－教 9）
- (8) **町の基本方針の内容の点検と見直し**
- 町の基本方針に位置付けた施策・措置の取組状況について毎年度点検を行い、「湯河原町いじめ問題対策連絡協議会」及び「湯河原町学校サポート会議」における意見交換を経て、国及び県の基本方針が改定された際も含め、必要に応じて見直しを行います。（調査委員会報告書－ 9）

2 町教育委員会が実施する措置

(1) いじめの未然防止のための措置（法第15条、第19条第1項関係）

- 毎年4月を「湯河原町人権教育月間」と位置付け、学校の実態に応じて、人権教育に係る取組を行います。（調査委員会報告書－1）
- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを支援するための取組を進めます。（支援対策本部報告書－教2）
- 指導主事を学校に積極的に派遣し、授業改善、児童・生徒理解、指導等に適切な支援、指導を継続的に実施します。（支援対策本部報告書－教3）
- 児童・生徒が参加して行う「湯河原町子どもフォーラム」を開催する等、いじめの防止等に向けた児童・生徒の自主的な活動を支援します。また、地域の大人が一体となって、子どもや学校を支え、いじめや暴力行為のない、子どもの笑顔があふれる社会の実現を目指す活動を推進します。（支援対策本部報告書－教4）
- 町支援教育アドバイザー^{※5}が、学校への巡回相談を定期的実施し、学級全体の状況把握と教職員への助言や情報提供を行い、予防に重点を置いた積極的な児童・生徒指導に努めます。（支援対策本部報告書－教5）
- 県及び町のスクールソーシャルワーカー^{※6}と連携を図り、課題と人と環境との関係や社会福祉の視点から、児童・生徒への支援を行います。（支援対策本部報告書－教6）
- 児童・生徒の交流及び教職員の交流等により、様々な場面で小・中の連携を図り、町として同じ方向を向いた教育を推進します。（支援対策本部報告書－学8）
- 様々な人々との関わりの中で社会性や豊かな人間性を育むことが有効であることから、各学校で、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の充実を図られるよう、必要な情報提供等を行います。
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、必要な啓発活動を行います。
- 地域や学校等様々な場面で、人と人とが温かくふれあう機会を設け、心ふれあう教育の推進を図ります。
- 学校で用いる教材等の情報を提供する等、児童・生徒が、いのちを大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断等の規範意識等の道徳心を身に付けるための取組を進めます。
- 学校の教職員が児童・生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むため、学校マネジメントを担う体制の整備を図る等、学校運営の改善に向けた支援

※5 教育的課題を抱えた児童・生徒への教職員による支援・指導に対する助言や、発達検査の実施及び支援計画策定に対する助言等を行う学校臨床専門の心理士

※6 小・中学校等を訪問して、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整、学校内におけるチーム支援体制構築の支援、保護者・教職員等に対する支援や相談・情報提供、教職員等への研修活動等を行う教育の分野をはじめ社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する専門職

に努めます。

- 全ての児童・生徒に対して、その発達段階及び学校の状況、実態に応じたソーシャルスキルトレーニング^{※7}を実施し、対人場面において、相手に対して適切な対応をする力を育みます。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- 各学校が定期的に行う教育相談及びアンケート調査等の実施や、いじめの問題への取組み状況を把握するために、県の「問題行動等調査」や「いじめ問題に係る点検・調査」等を活用します。また、各学校で実施した教育相談及びアンケート調査等の報告をできるだけ速やかに受け、点検、調査、協議、検討等を行います。
- 児童・生徒及び保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができるよう、町教育委員会及び町青少年相談室等の教育相談体制を充実させます。
- 教職員が日頃からアンテナを高く保ち、児童・生徒のささいな変化を見逃さないようにするため、生徒指導関連の会議における情報提供や校内研修資料の提供等、教職員の資質能力の向上に向けた取組のより一層の充実を図ります。

(3) いじめに対する措置（法第 23 条・第 24 条関係）

- 法第 24 条の規定により、学校から法第 23 条第 2 項の規定に基づくいじめ（いじめの疑いがあるものを含む。）の報告を受けたときは、必要に応じて指導主事や町支援教育アドバイザー、町スクールソーシャルワーカー等を学校に派遣する等学校を支援し、学校が適切な措置を講ずるよう指導・助言を行います。町教育委員会が必要だと判断した場合は、自ら調査を行います。
（支援対策本部報告書－教 3、5、6）
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校設置者（又は教育委員会）の間で情報を共有して対処できるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。
- いじめが犯罪行為として取扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、学校警察連携制度の活用や小田原警察署との相談等、警察と連携して取り組みます。
- 町教育委員会は、いじめを行った学齢児童・生徒の保護者に対して、学校教育法第 35 条第 1 項（同法 49 条において準用する場合も含む。）の規定に基づき当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするため必要な措置を速やかに講ずるものとし、また、出席停止となった児童・生徒の教育を受ける権利を保障し、立ち直りを支援します。

※7 対人場面において、相手に適切に反応するために用いられる言語的・非言語的な対人行動を習得する練習

(4) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- いじめの心身に及ぼす影響や、いじめに関わる相談制度又は救済制度等について、家庭に対して必要な情報のさらなる周知に努めます。
- P T A 活動を通じたいじめの問題に関わる取組を促進させるため、P T A や学校関係者が協議、連携することの重要性を伝える啓発活動の充実に努めます。

(5) 関係機関との連携（法第 17 条関係）

- 非行問題や犯罪等につながるおそれのあるいじめについては、学校警察連携制度を活用する等、警察や地方法務局等と連携しながら対応します。
- いじめに係る相談窓口の周知に努め、いじめの防止等の対応が適切に行われるよう、相談窓口を設置する関係機関との連携を強化します。

(6) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 学校支援ボランティアコーディネーターを中心に、学校支援ボランティアがボランティア活動を通して、児童・生徒の見守り活動を行う体制の推進に努めます。（支援対策本部報告書－教 8）
- より多くの大人が児童・生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校評議員会や放課後子ども教室等、学校と地域が組織的に連携・協議する体制の推進に努めます。
- 区会等、地域の諸団体との連携をより一層密にし、連携・協力する体制の推進に努めます。

(7) いじめ防止に関する対策の具体化及び点検と見直し

- 支援対策本部及び調査委員会の提言を具体化し、さらに、それらを一過性のものとせず、継続して取組みます。（調査委員会報告書－ 2、 3）
- いじめ防止に関する対策の実践について、毎年度末に検証を行い、町議会に報告します。（調査委員会報告書－ 9）
- 支援対策本部の調査報告書（平成 25 年 7 月 29 日）及び調査委員会の調査報告書（平成 26 年 3 月 2 日）を関係者で共有し、今後の取組に生かします。（調査委員会報告書－11）

3 学校が実施する措置

次に記載する様々な措置を、学校が主体的に実施できるよう、町教育委員会は支援・指導を継続的に行っていきます。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条関係）

- 法第13条では、全ての学校に対し、国の基本方針又は県や町の基本方針を参考として、学校いじめ防止基本方針を定めることとしています。
- 学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向やいじめの情報共有の体制・方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等について定めます。
- 学校いじめ防止基本方針を定める意義は、次のとおりです。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。
 - ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑止につながります。
 - ・ いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を基本方針に位置づけることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながります。
- 学校いじめ防止基本方針の策定・見直しに当たっては、検討する段階から保護者・地域の人々が参画し、地域ぐるみのものであるようにすること、児童・生徒の意見を取り入れる等、児童・生徒がいじめ防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努めます。また、策定した基本方針については、学校のホームページや学校便り等で公開するとともに、児童・生徒やその保護者、地域の方々に説明する等、共通認識を図り、連携していじめの防止等の取組に当たります。
- 各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針に則り、学校の実情に応じて次のような取組を進めることとします。

(2) いじめの未然防止のための措置（法第15条、第19条第1項関係）

- 日頃の授業や行事等特別活動及び部活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進し、児童・生徒にとって、学校が安心できる「居場所」となりうるよう意識した取組を進めます。（調査委員会報告書－4、支援対策本部報告書－学3、6）
- 学校間交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通じて、自己の役割や責任を果たそうとする態度、より良い人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を進めます。（支援対策本部報告書－学3）
- 教職員は指導に際して、自らの言動が児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払います。
- 体罰については、いじめの遠因となりうることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図ります。

- インターネット上のいじめを防止するため、学級活動や技術等の授業や講演会等さまざまな場面を通じて、情報モラル教育を推進します。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えることや、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力が身に付くよう指導に努めます。（再掲）
- 児童会・生徒会の活動等を通じて、児童・生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え議論し、行動する機会を設けるよう努めます。
- 教職員は、日頃の授業や特別活動の中で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である。」という雰囲気醸成するよう努めます。
- 学校は児童・生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告する等、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒^{※8}に係るいじめについては、当該児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要です。

(3) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- 生徒や保護者の声を聴くためのアンケートは、その目的をしっかりと定め、記載内容については丁寧に拾い上げ、迅速に確認を行うとともに、アンケート用紙の保管には十分に配慮します。（調査委員会報告書－6）
- 定期的な教育相談やアンケート調査を実施する等、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。（支援対策本部報告書－学1）
- 教職員の資質向上のための校内研修会を設定することにより、児童・生徒が発する小さなサインも見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。（支援対策本部報告書－学2）
- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を強く持ち、各学校において、日頃から児童・生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築等に努めます。
また、教職員同士が連携できるよう、報告・連絡・相談のマニュアルの徹底を図ります。（支援対策本部報告書－学5）
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設ける等、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進めます。（再掲）

(4) いじめに対する措置（法第23条関係）

- 全ての教職員が「みんなが担任、みんなの児童・生徒」という当事者意識を常に持ち、教職員間の連携を促進できる体制づくりに努めます。（調査委員

※8 発達障害を含む、障がいのある児童・生徒、海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、外国につながる児童・生徒、性同一性障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童・生徒を含みます。

会報告書－５)

- 当該学校の児童・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、及び当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けている疑いがあるときは、直ちにいじめの防止等のための組織の会議を緊急開催し、情報を共有します。また、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を町教育委員会に報告します。（調査委員会報告書－10、支援対策本部報告書－学５）
- 事実の有無の確認を行う際には、関係児童・生徒、教職員や保護者をはじめ、多方面からの丁寧な情報収集を適切な方法により速やかに行い、正確な事実の把握に努めます。また、当事者のプライバシーや個人情報の取扱いには十分に注意を払います。（支援対策本部報告書－学４）
- 教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校の設置者の間で情報を共有し、連携して対処します。
- いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、学校は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、当該児童・生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めること等を通じて、いじめの再発を防ぎます。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童・生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせる等、適切かつ毅然とした指導を行います。また、当該児童・生徒の家庭環境や人間関係のストレス等、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、良好な学校生活を営むことができるように助言や支援を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、家庭訪問等により事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- 事実確認の結果は、速やかに校長が責任を持って町教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒の双方の保護者に報告します。
- 校長は、学校に在籍する児童・生徒がいじめを行っている場合、教育上必要と認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童・生徒に対して懲戒を加えるものとします。

(5) 家庭との連携（法第 17 条関係）（支援対策本部報告書－学 7）

- 児童・生徒がいじめを受けている、あるいは、いじめを行っていると思われる様子があるときに、保護者が学校に相談や通報をするための窓口を周知するよう努めます。
- 家庭でのささいな変化を見逃さないようにするため、パンフレット等により、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談や家庭訪問等を通じて保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(6) 関係機関との連携（法第 17 条関係）（支援対策本部報告書－学 7）

- いじめが犯罪行為として取扱われるべきものであると認められるときは、小田原警察署と連携し対処します。また、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに小田原警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、必要な情報提供・啓発活動を行います。
- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力を得るための連携を図ります。

(7) 地域との連携（法第 17 条関係）（支援対策本部報告書－学 7）

- 学校評議員会等を利用し、学校の抱える課題を地域ぐるみで共有し、解決を図ることで、子どもが心豊かに育つ学校づくりに努めます。
- 地域で子どもを見守る人の輪を広げるため、学校間交流や職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等を通して地域の関係団体、学校、施設や事業所、NPO等地域の人々とふれあう機会を充実するよう努めます。

(8) いじめの防止に関する対策の具体化及び点検と見直し（法第 34 条関係）

- 学校は、毎年度末に、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止に関する取組をまとめて、町教育委員会に報告します。また、その取組を振り返り、改善に努めます。（調査委員会報告書－10）

Ⅲ 重大事態への対処

1 いじめの重大事態（法第28条第1項関係）

いじめの重大事態については、国・県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により、適切に対応します。

各学校に在籍する児童・生徒が、いじめを受けて、重大事態（法第28条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）に陥った場合、学校は、町長に重大事態の発生について報告するとともに、町教育委員会又は学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。

○重大事態かどうかの判断は、次の考え方により、原則として各学校が判断します。

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

- ▶ いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・自殺を企図したり、自殺に至った場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等

- ▶ いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、町教育委員会又は学校の判断により、重大事態として対応する。)

学校は、事実関係を明確にするための調査に着手します。

○児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立て^{※9}があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態とみなし、適切かつ真摯に対応します。

2 町教育委員会又は学校による対処（法第28条第2項、第3項関係）

(1) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて町長に報告します。

なお、町教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には、湯河原町を管轄

※9 児童・生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要があります。

する県西教育事務所を通じて、県教育委員会にも報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、町教育委員会又は学校が行うこととされていますが、調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた町教育委員会が判断します。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、町教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと町教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

町教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

また、必要に応じて、町教育委員会から県教育委員会へ支援を要請します。

イ 町教育委員会が調査主体となる場合

学校で発生した重大事態について、町教育委員会が行う調査は、町教育委員会の下に重大事態の調査組織「湯河原町いじめに関する調査委員会」を設置して行います。

なお、発生した重大事態について、町教育委員会が、自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請します。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校又は町教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切に情報提供を行います。

当該情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮したうえで、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の児童・生徒や保護者に説明します。

(4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、町教育委員会を通じて、教育委員会が実施した調査は、直接、町長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する町教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた児童・生徒及びその保護者に伝えておきます。

(5) 調査結果の公表

学校又は町教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

3 地方公共団体の長による再調査等（法第30条第2項関係）

(1) 再調査の実施

学校で発生した重大事態について報告を受けた町長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができることとされています。

(2) 調査結果の報告

学校で発生した重大事態について実施した再調査の結果については、町議会に報告します。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

公立学校の場合、地方公共団体の長および教育委員会は、長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。そこで、町教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、必要な措置を講じます。

必要に応じて、県教育委員会に対して、協力の要請を行います。

IV いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等のための組織（法第 22 条関係）

(1) 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめの事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、児童・生徒指導の根幹に位置付く組織であり、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の者による状況の判断が可能となります。設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用することも可能です。その場合、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加する等、各学校において配慮することとします。また、この組織が、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童・生徒から認識されるようにします。

町教育委員会は、この組織の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行います。

(2) 組織の構成員

組織の構成員は、法第 22 条の規定に基づき、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者で構成することを基本とします。

当該組織を構成する複数の教職員については、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任や教科担任、第三者等も構成員に追加する等、柔軟な組織運営を図ることとします。

なお、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自らその一員であることを児童・生徒及びその保護者等に積極的に伝える取組を行うものとしてします。

(3) 組織の役割

この組織は、当該学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

【未然防止】

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ・いじめに関する通報及び相談への対応

- ・ いじめの事案に係る情報の収集及び事実確認(アンケート調査や聞き取り調査等)
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめの事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめの事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 児童・生徒やその保護者に対する情報提供 等

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

2 湯河原町いじめ問題対策連絡協議会（法第14条第1項関係）

(1) 湯河原町いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に向けて、町、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることが出来るよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体の代表者等で構成する「湯河原町いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

(2) 湯河原町いじめ問題対策連絡協議会の構成員

湯河原町いじめ問題対策連絡協議会は、法務局、警察、児童相談所、教育事務所、人権擁護委員、保護司、民生・児童委員、町こども支援課、保健センター、保育所、学校、幼稚園、町教育委員会等で構成します。

(3) 湯河原町いじめ問題対策連絡協議会の役割

湯河原町いじめ問題対策連絡協議会では、以下の事項を所掌します。

- ・ いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。）に関係する機関及び団体の連携の推進に関する事。
- ・ いじめ、不登校、暴力行為、家庭問題等について共通理解を図り、指導方法及び解決策について協議すること。

3 湯河原町学校サポート会議

(4) 湯河原町学校サポート会議の設置

いじめの防止等に向けて、町、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取

組を円滑に進めることが出来るよう、いじめの防止等に関する機関及び団体の実務者等で構成する「湯河原町学校サポート会議」を設置します。

(5) **湯河原町学校サポート会議の構成員**

湯河原町学校サポート会議は、学校、町教育委員会、町こども支援課、児童相談所、警察、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、教育事務所等で構成します。

(6) **湯河原町学校サポート会議の役割**

湯河原町学校サポート会議では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ・ 町の基本方針に基づく学校及び関係諸団体の取組状況
- ・ いじめに関する地域の状況や課題
- ・ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- ・ 町の基本方針に基づく取組の検証と町の基本方針の見直し 等

4 湯河原町いじめに関する調査委員会(法第14条第3項、第28条第1項関係)

(1) **湯河原町いじめに関する調査委員会の設置**

法第14条第3項及び法第28条第1項の規定により、学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うため、必要に応じて町教育委員会に附属機関として「湯河原町いじめに関する調査委員会」を設置します。

(2) **湯河原町いじめに関する調査委員会の構成**

湯河原町いじめに関する調査委員会は、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

(3) **湯河原町いじめに関する調査委員会の役割**

学校で発生したいじめの重大事態の事実関係を明確にするための、公平性・中立性を担保した調査を行います。

5 再調査のための附属機関(法第30条第2項、第31条第2項関係)

法第30条第2項及び第31条第2項の規定により、いじめに関する調査結果の報告を受けた町長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要と認めるときは、法第28条第1項の規定により「附属機関」を設けて再調査を行うことができることになっています。